

広島県告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第二項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十八年四月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

山県郡安芸太田町大字柴木字向イ山一〇八七の九・一〇八七の一〇（以上二筆について

次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅